

『廃棄物最終処分場廃止基準の調査評価方法』 改訂版最終稿作成に向けた具体的な 検討事例について

第4章 廃止後の措置

廃棄物資源循環学会
埋立処理処分研究部会

(株)エックス都市研究所 山口直久
都築鋼産(株) 穂積篤史

「廃棄物最終処分場廃止基準の調査評価方法」改訂 (2002年3月廃棄物埋立処理処分部会発行、以下部会報告)

・ 目次

- ・ 第1章 最終処分場及び廃止基準に関する概説
- ・ 第2章 構造及び防止措置基準の適合性調査
- ・ 第3章 安定化要件適合性調査
 - ・ 3. 1 生活環境保全基準
 - ・ 3. 2 地下水汚染防止基準
 - ・ 3. 3 ガス発生非増加基準
 - ・ 3. 4 温度非異常基準
 - ・ 3. 5 浸出水(浸透水)の廃止水質基準
- ・ 第4章 廃止後の措置
- ・ 第5章 廃止に向けたフォローアップ指標

改訂のポイント

・跡地形質変更制度への対応

- ・ 2002年部会報告書の後に跡地形質変更制度が制定（2004）されたため、跡地形質変更制度を前提とした全面改定を実施

第4章 廃止後の措置

4.1 跡地形質変更制度の概要

（新）導入の経緯、制度の概要、跡地形質変更ガイドラインの紹介

4.2 廃止後に必要となる法定事項

（新）都道府県知事等の役割、指定区域台帳・届出台帳の整備等（※測定結果等の添付）

4.3 対応することが望ましい事項（各種モニタリングデータ等の保管）

（新）各種モニタリングデータの保管とその重要性、データの保管方法

4.4 設備・構造物等の撤去及び管理、廃止後の異常発生に対する対応

4.4.1 設備・構造物等の撤去等

4.4.2 設備・構造物等の管理

4.4.3 廃止後の異常発生に対する対応

（改）廃止後の設備・構造物等の撤去や管理の必要性。異常発生時の対応は記載を簡略化

跡地形質変更制度における廃止後の措置について

- ・ 法第15条の17 第1項 ①指定区域の指定
- ・ 法第15条の17 第2項 ②指定区域の公示
- ・ 法第15条の18 第1項 ③指定区域台帳の調製と保管
- ・ 法第19条の12 ④届出台帳の調製と保管

「廃棄物処理法」によると、

第十五条の十七 都道府県知事は、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものの区域を**指定区域**として**指定**するものとする。

2 都道府県知事は、前項の指定をするときは、環境省令で定めるところにより、**その旨を公示**しなければならない。

第十五条の十八 都道府県知事は、**指定区域の台帳**（以下この条において「指定区域台帳」という。）を**調製し、これを保管**しなければならない。

第十九条の十二 第九条第四項（第九条の三第十一項及び第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受けた都道府県知事は、当該届出に係る**最終処分場の台帳を調製し、これを保管**しなければならない。

- ・ 廃止された**最終処分場**は**指定区域の対象**(**跡地形質変更制度**)。
- ・ **最終処分場の廃止時**において、**都道府県知事等**(=都道府県知事または保健所設置市長)が**手続**。

今回の改訂によって、跡地利用はしやすくなるのか？

- 調査・判定方法は、**より合理的な考え方**となった。
(特に、ガス発生非増加基準)

⇒ **廃止までの期間は短縮**される。

ガス調査の概要比較

	H10報告書	改訂版(案)
ガス 流量	頻度・対象 2年以上にわたり1回/3月以上 全ガス抜き管 (竪型及び法面：不足時は2000～3000m ² に最低1箇所を目安)	1回/3月(2年間以上計8回以上：特異点を外すことができる) 2000～3000m²に最低1箇所を目安 (ガス抜き管がなければ、新設または地表面調査)
	基準 両者を満足： CH₄+CO₂ 1. 埋立ガス発生量が測定下限値(約1L/分)以下 2. 測定下限値以上の場合、減少傾向が統計的に有意	どちらかを満足： CH₄+CO₂ 1. 埋立地ガス放出量が測定下限値(約1L/分)以下 2. 測定下限値以上の減少傾向が統計的に有意
ガス 組成	頻度・対象 覆土下 (おおむね1000～1500m ² に1箇所)	なし (埋立地ガス放出量を換算するため測定は必要)
	基準 全測定箇所の メタンガス濃度が5%以下	なし

2024年春の研究討論会資料

- 廃止後の跡地利用は跡地形質変更制度に委ねた。
(2002年部会報告書では、廃止判定に跡地利用を強く意識していた)

⇒ **跡地形質変更時に改めて評価**が必要。

- 廃止前の暫定跡地利用は、これまでと同様。

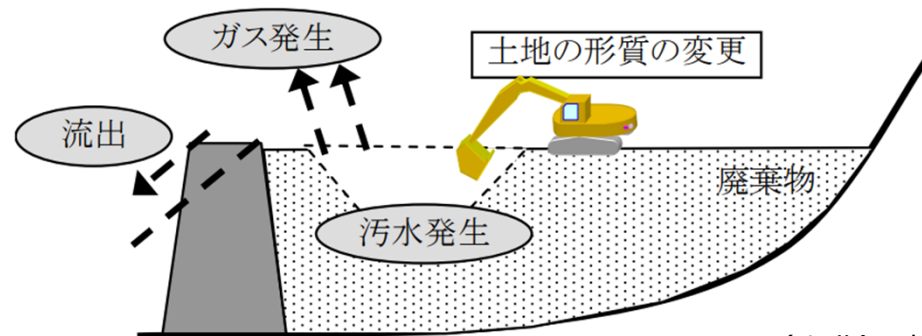
跡地形質変更制度で事前の届出が必要な行為

<事前の届出が必要な行為>

⇒ 盛土、掘削、構造物の設置、植栽、舗装、ボーリング調査 など

- ・ 擁壁等の安定性を阻害する可能性
- ・ ガスや水質の悪化等を招く可能性
(地下にある廃棄物の分解・安定化環境が変化)

「そのままであれば生活環境の保全上の問題が生じるおそれなくなっている」のが廃止した状態であり、「そのまま」でなくなれば問題が生じる可能性がある。



(出典) 跡地形質変更制度ガイドライン

＜事前の届出が不要な行為＞

- ・ 盛土、掘削又は工作物の設置に伴って生ずる荷重により埋立地に設置された設備の機能に支障を生ずるものでないこと。
- ・ 掘削又は工作物の設置により土砂の覆いの機能を損なわないものであること。

①通常の管理行為

- ・ 埋立地の設備の機能を維持するために必要な範囲内で行う修復又は点検

②非常災害のための応急措置

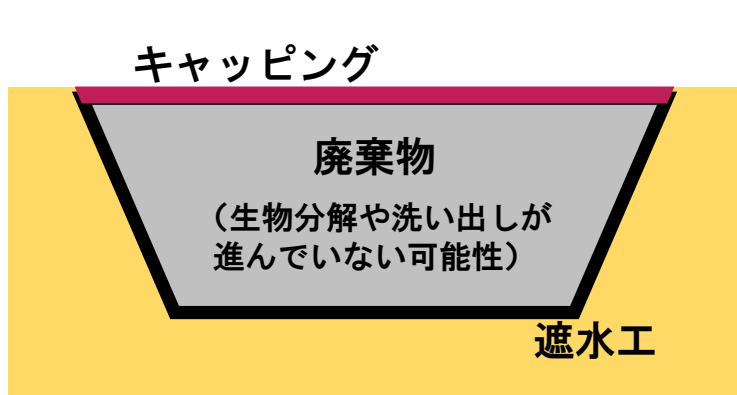
③軽易な変更

- ・ 荷重の増加により諸設備に影響を生じないことが明らかな行為、かつ
- ・ 掘削により土砂等の覆いが50cm以上残存することが明らかな行為

例) 切盛土造成、客土・不陸整形、土砂等の覆い内の土質改良、種子吹き付け・伐採・植栽、荷重20kN/m²以下の小構造物の設置、法面保護工、埋設物設置(電気配管、水道配管、ガス配管、電話配管、雨水暗渠、下水暗渠)、雨水側溝

このような場合の跡地利用はどう考えるのか？

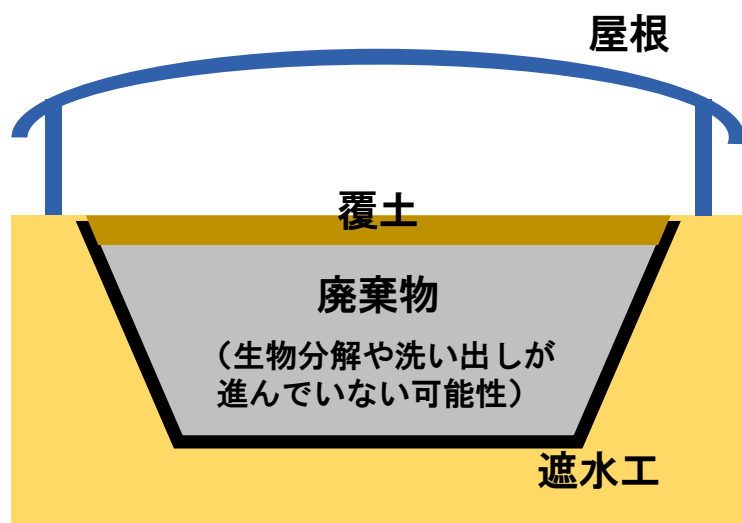
①キャッピングをしたまま廃止した場合



✗ キャッピングに損傷を与える可能性がある利用

- 損傷すると雨水が廃棄物層内に浸入
⇒ 埋立ガスの発生、保有水の水質悪化
- キャッピング上部に保護土を施工する場合は、荷重の増加による影響の考慮が必要
- キャッピングの維持管理は必要

②散水を実施しない屋根付き処分場で屋根を残したまま廃止した場合



○ 軽易なスポーツ施設（パークゴルフなど）

- 掘削や設備の荷重は要注意
- 換気への配慮が望ましい

✗ 屋根の撤去

- 撤去すると雨水が廃棄物層内に浸入
⇒ 埋立ガスの発生、保有水の水質悪化
- 屋根の維持管理は必要